

議案第118号

つくば市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人情報保護条例の一部を改正する条例

つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第34条（略）</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第36条（以下略）</p>	<p>第1条—第34条（略）</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第36条（以下略）</p>